

さいたま地方裁判所判決文

主 文

被告人Aを禁錮1年6月に，被告人Bを禁錮1年に処する。
被告人兩名に対し，この裁判確定の日から3年間，それぞれ
その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人Aは，ふじみ野市教育委員会体育課長として，同教育委員会が所管する社会体育施設の維持管理及び補修に関する事務等を掌理するとともに，その事務を処理するため所属職員を指揮監督する業務に従事していたもの，被告人Bは，同課管理係長として，上記事務等を処理するとともに，その事務を処理するため所属職員を指揮監督する業務に従事していたものであるが，同教育委員会が所管する社会体育施設である埼玉県ふじみ野市のふじみ野市大井プールには，流水プール，児童プール，スライダープール，幼児プール及び競泳プールが設置されているところ，プール施設は，その性質上，施設の不備が遊泳者らの死傷事故につながる危険性を有するものであるから，ふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する業務を責任者として分担していた被告人兩名は，一般の遊泳者らの利用に供するに当たり，上記危険を回避するため，ふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する基本法令及び基本文書を精読するなどして理解し，ふじみ野市大井プールの施設の構造や危険箇所，状態等を把握した上，必要な補修をするなどしてふじみ野市大井プールの施設の安全を管理すべき立場にあったところ，ふじみ野市大井プールに設置された流水プールの構造は，起流ポンプの動力により，同プールの水が，側壁に設けられた3か所の円形吸水口から吸水管を通してそれぞれ毎分約10立方メートルの割合で起流装置内に取り入れられるなどして，流水プール内に流水を生じさせる仕組みとなっていたことから，上記各吸水口が，それぞれ遊泳者らの身体の吸引を防止するためのステンレス製防護柵（以下，「防護柵」という。）2枚で覆われており，防護柵が脱落した場合には，吸水口が露出して遊泳者らの身体が吸水管内に吸い込まれ，人の死傷の結果を生じるおそれがあったのであるから，

第1 被告人Aは，流水プールを一般の遊泳者らの利用に供するに当たり，部下職員らをして，防護柵が，その設計に従い，ステンレス製ビスを用いて柵受板に取り付けられ，確実に固定されていることを確認させることはもとより，ふじみ野市からふじみ野市大井プールの管理等に関する業務の委託を受けた太陽管財株式会社の代表者であるCらに対し，流水プールを一般の遊泳者らの利用に供している期間中，防護柵が確実に柵受板に固定されているか否かを定期的に点検するための措置（以下，「定期的な防護柵点検措置」という。）を執るべき旨を指示させた上で現にその措置が執られていることを確認させることなどにより，防護柵の脱落により露出した吸水口から遊泳者らの身体が吸引されることがないように防護柵を確実に柵受板に固定すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り，部下職員らをして，防護柵の固定状況を確認させる措置を執らず，上記Cらに対しても

定期的な防護柵点検措置を執るべき旨を指示させず、かつ、現に当該措置が執られているか否かについて確認させるなどしないで、防護柵の脱落を防止するために必要な措置を講じず、流水プール北西側側壁に設けられたただ円形吸水口(以下、「本件吸水口」という。)を覆っていた防護柵2枚のうち西側のもの(以下、「本件防護柵」という。)が設計に従ってステンレス製ビスを用いて確実に柵受板に固定されてはいない状態のまま、漫然、平成18年7月15日から同月31日までの間、流水プールを一般の遊泳者らの利用に供した

第2 被告人Bは、流水プールを一般の遊泳者らの利用に供するに当たり、防護柵の固定状況を確認した上、防護柵が設計に従ってステンレス製ビスを用いて確実に柵受板に固定されてはいない状態にあること及び確実に柵受板に固定するための措置を講じた上で流水プールを一般の遊泳者らの利用に供すべきことを上司である被告人Aに具申すべきことはもとより、上記Cらに対し、流水プールを一般の遊泳者らの利用に供している期間中、定期的な防護柵点検措置を執るべき旨を指示した上で現にその措置が執られていることを確認することなどにより、防護柵の脱落により露出した吸水口から遊泳者らの身体が吸引されることがないように防護柵を確実に柵受板に固定すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、防護柵の固定状況を確認せず、防護柵が設計に従ってステンレス製ビスを用いて確実に柵受板に固定されてはいない状態にあること及び確実に柵受板に固定するための措置を執るべきことについて被告人Aに具申せず、上記Cらに対しても定期的な防護柵点検措置を執るべき旨を指示せず、かつ、現に当該措置が執られているか否かについて確認するなどしないで、防護柵の脱落を防止するために必要な措置を講じず、本件防護柵が設計に従ってステンレス製ビスを用いて確実に柵受板に固定されてはいない状態のまま、漫然、平成18年7月15日から同月31日までの間、被告人Aが、流水プールを一般の遊泳者らの利用に供するままにした

各過失の競合により、同日午後1時35分ころまでには、本件防護柵を脱落させて遊泳者らの身体が本件吸水口からこれに接続している吸水管内に吸い込まれ、人の死傷の結果を生じる危険を発生させ、同日午後1時40分ころ、流水プール内で遊泳中のT(当時7歳)を本件吸水口からこれに接続している吸水管内に吸引させて、同人に頭蓋底骨折、脳幹損傷等の傷害を負わせ、よって、そのころ、上記ふじみ野市大井プール内において、同人を上記傷害により死亡させたものである。

(証拠の標目)

省 略

(法令の適用)

省 略

(量刑の理由)

1 本件は、被告人兩名が、ふじみ野市教育委員会体育課の課長と同課管理係長というふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する業務を責任者として分担し、同プールの安全を管理すべき立場にありながら、流水プールの吸水口を覆う防護柵を確実に柵受板に固定すべき業務上の注意義務を怠り、流水プールの一般開放前後

を通じて、流水プールの防護柵の固定状況を整備せず、本件防護柵が確実に柵受板に固定されてはいない状態のまま、流水プールを一般に開放し続けたため、同プールを利用する遊泳者らの死傷の結果を生じさせる危険を発生させ、本件当日、本件防護柵を脱落するに至らせ、流水プールで遊泳中であつた被害者を吸水口から吸水管内に吸引させ、同人に頭蓋底骨折、脳幹損傷等の傷害を負わせて死亡するに至らせたという事案である。

2 本件の経緯については次の事実が認められる。

ふじみ野市は、平成17年10月1日、旧大井町と旧上福岡市が合併してできたものであるが、合併以前、ふじみ野市大井プールは「大井町民プール」という名称で旧大井町が所有し同町教育委員会が所管するプールであつた。そのうち流水プールは吸水口が露出した状態だと遊泳者らの身体を吸い込む危険があり、それを防止するために流水プールの各吸水口は、四隅がステンレス製ビスで柵受板に取り付けられ、確実に固定された2枚の防護柵で覆われていたのであるから、防護柵が設計に従ってステンレス製ビスで確実に固定されているか否かが遊泳者らの生命、身体の安全に関わる重要な事項であつたところ、その防護柵は、平成11年ころにはステンレス製ビスで固定されていない箇所が発生し、これが針金留めされるようになり、そのまま流水プールを利用すれば防護柵が脱落して吸水口に遊泳者らの身体が吸い込まれる危険が発生していた。旧大井町から管理等の委託を受けていた当時の業者は、ステンレス製ビスで確実に固定されていない箇所があることを旧大井町の当時のプール担当者に報告したが、担当者が針金留めで対応するように指示したため、針金留めがなされるようになった。さらに、その後数年にわたり、旧大井町のプール担当者が異動等により代わっているが、業者が旧大井町の担当者らに対してステンレス製ビスで固定していない箇所がある旨何度か報告したものの、その都度、担当者らが針金ないし鉄線で留めるよう指示したため、針金留めの措置が執られ続け、次第に防護柵を留めるステンレス製ビス（1枚につき4個）は減少し針金留めの部分が増え続け、本件事故時に至つた。その間、平成13年8月には厚生労働省の遊泳用プールの衛生基準が改訂された旨が、平成14年6月にはその改訂を受けて埼玉県プール維持管理指導要綱も改正された旨が、それぞれプール開設者宛ての文書で、埼玉県川越保健所長から当時本件プールを所管していた大井町教育委員会社会体育課に通知された（それらの文書には、文書に目を通したことを示す当時の課長や管理係長の押印がある。）。そのため、当時のプール担当者らは、厚生労働省の遊泳用プールの衛生基準や埼玉県プール維持管理指導要綱が改正され、遊泳用プールの施設基準については排水設備に関して排水口及び循環水の取入口に設けた堅固な格子鉄蓋や金網をネジ等で固定することとされたり、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置することとされたりしたこと、及び、プールの維持管理基準については排水口等の金網等の維持管理方法がさらに明確にされたりしたことを認識し得たし、すべきであつた。しかも、平成13年10月には、大井町教育委員会教育長及び社会体育課は、埼玉県川越保健所長から、「遊泳用プールの改善について（通知）」という文書（同文書には、社会教育課との記載があるが、当時、本件プールを所管していたのは社会体育課であり、文書の回覧も社会体育課内でなされ

ている。)により、同年8月の立入調査の際、本件プール施設につき平成14年6月改正前の埼玉県プール維持管理指導要綱に基づく施設基準、維持管理基準に適合しない事項があった旨指摘されるとともに、平成13年8月の厚生労働省の遊泳用プールの衛生基準の改訂を受けて埼玉県プール維持管理指導要綱も改正される予定であるから、施設の改善等に際しては、改訂後の施設基準や維持管理基準に留意されたい旨通知されているのであるから、その際も、当時のプール担当者らは、厚生労働省の遊泳用プールの衛生基準が改訂されたこと及びそれを受けて埼玉県プール維持管理指導要綱が改正されることを認識し得たし、すべきであった上、改訂後の基準に従ってプールを改善する必要があるか否かなどを検討すべきであった。にもかかわらず、当時の担当者らはそれらの改正点等に注意を払うことなく、漫然とそれぞれ業者任せにしたまま防護柵の固定状況を点検するなどの措置を執ることはなかった。

- ・ 被告人兩名は旧上福岡市の職員であったが、被告人Bは、旧大井町と旧上福岡市が合併してふじみ野市となった平成17年10月1日にふじみ野市教育委員会体育課管理係長に、被告人Aは平成18年1月1日にふじみ野市教育委員会体育課長にそれぞれ就任した。被告人Aは、ふじみ野市教育委員会体育課長として、ふじみ野市が所有するふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する事務等を掌理するとともに、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する業務に従事していたものであり、ふじみ野市大井プールの管理運営に関して原則として専決する立場にあった。また、被告人Bは、同課管理係長として、ふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する事務等を処理するとともに、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する業務に従事するものであり、ふじみ野市大井プールの開設や修繕、検査依頼などの起案等の事務を主体的に行う立場にあった。

プール施設は、その性質上、施設の不備が遊泳者らの死傷事故につながる危険性を有するものであるから、被告人兩名は、プール施設の不備に起因する死傷事故を防止する責任を負う立場に就いた以上、その責任を果たすためにも、ふじみ野市大井プールの維持管理及び補修に関する基本法令や基本文書を十分理解し、関係文書を読んだり、実際にふじみ野市大井プールに出向くなどして、その構造や危険箇所、状態等を把握するべきであった。また、被告人兩名は、本件で問題となった流水プールに上記2のとおり危険があることや、防護柵が設計に従ってステンレス製ビスで確実に固定されているか否かが遊泳者らの生命、身体の安全に関わる重要な事項であることを認識するべきであった。特に、流水プールの防護柵は、被告人兩名が課長ないし係長に就任するより前の平成11年ころから、ステンレス製ビスで固定されず、針金留めされる箇所が発生しており、防護柵が脱落して遊泳者らの身体が吸水口に吸い込まれる危険が発生していたのであるから、被告人兩名は、その危険を解消し、自らもそのような危険を発生させないように、防護柵の脱落を防止するため、防護柵を設計どおりに固定させる措置を執るべき義務を負っていた。しかし、被告人兩名は、プール施設は性質上遊泳者らの死傷事故が生じる危険を伴っているということを抽象的には認識していたものの、安易に、前例踏襲の仕事をするれば足り、プール管理は委託業者に任せればよいものだと考え、ふじみ野市大井プー

ルの維持管理及び補修に関する業務をほぼ全面的に業者任せとし、自らが行うべき義務を完全に怠って流水プールを開放し、本件防護柵が脱落して露出した吸水口から遊泳者らの身体が吸引される危険を発生させたものである。こうした被告人両名の態度は、自己の職責の重要性に対する自覚を欠く全く無責任なものというほかなく、厳しい非難に値する。

すなわち、被告人両名は、遊泳用プールの維持管理及び補修に関する基本文書である埼玉県プール維持管理指導要綱すらも読むことなく、ふじみ野市大井プールの構造や危険箇所、状態等を把握することもなかった。被告人Bは、本件事故年度のふじみ野市大井 プール開設届の起案者であり、決裁文書に平成14年の改正前の埼玉県プール維持管理指導要綱の1枚目を添付した本人であり、被告人Aは、その文書を決裁した本人であって、両者とも埼玉県プール維持管理指導要綱の内容を知り得たし、知るべきであったにもかかわらず、埼玉県プール維持管理指導要綱の全文を手に入れたり読んだりしたりすることをしなかったばかりか、被告人両名は、開放前にふじみ野市大井プールに何度か出向いていたのであるから、プール施設の構造や危険箇所、状態等を自分の目で確認することが容易にできたにもかかわらず、知ろうともしなかった。被告人両名は、ふじみ野市大井プールの管理を業者に委託していたので業者任せでいいと思っていた旨供述するが、それ自体自らの責任を放棄した態度であることはもとより、被告人両名は、業者への委託の根拠となるふじみ野市委託契約書、ふじみ野市委託契約約款及びふじみ野市大井プール管理業務仕様書の理解さえしていなかった。それゆえに、被告人両名は、業者との委託契約において、プール開放前に係る施設の維持管理が業者には委託されていないことすらも認識できておらず、さらに、安易に業者を信用し、業者が配置していた監視員の多くが仕様書で求められている資格や経験を有しない者であったり、そもそも仕様書で定められた人数の監視員が配置されておらず、少ない時には規定の半以下の人員しか配置されていなかったなど、業者の業務遂行態度が誠にならずに到底信用できないものであったことや、委託した業者が委託契約に違反して下請けにいわゆる「丸投げ」していることにも気付かなかった。

こうした事実は、被告人両名が課長ないし係長に就任した当時、合併に伴う事務の繁忙下にあったとはいえ、被告人両名の態度がまさに自己の立場の自覚を欠く無責任なものであったことを如実に物語るものであるといわなければならない。被告人両名の過失は重大であるというほかない。

なお、弁護人は、本件事故は被告人両名の過失を含めた多くの過失が積み重なって生じたものであり、被告人両名だけに刑事責任を負わせることは酷であると主張する。確かに、上記2のとおり、防護柵がステンレス製ビスで確実に固定されていない状態を発生させ、防護柵の脱落により遊泳者らに死傷の結果を生じる危険をもともと生じさせたのは被告人両名ではないこと、被告人両名が課長ないし係長に就任する以前から生じていた危険状態の放置がそのときどきの担当者らにより繰り返されてきたことなど、被告人両名を含む関係者らの無責任の連鎖により本件事故という悲劇が引き起こされたという側面もないではない。すなわち、ステンレス製ビスで防護柵が確実に固定されなくなった際に適切な補修をせず、それ以降も針金留

めで済ますなど不適切な対応で流水プールの管理に関わった多数の担当者らは、いずれも自己の職責を果たさず、無責任のまま過ごしては後任者に引き継ぐという怠慢を繰り返していたのではある。しかしながら、被告人兩名は、課長ないし係長に就任した以上は、その職責を果たしてそれまでの無責任の連鎖を断ち切り、その職責を果たさねばならなかった。何よりも、被告人兩名は、それまでの担当者の職務遂行態度がどうであれ、その立場及び職責上、本件事故年度におけるプール担当者として、安全性を完備させない限り流水プールを遊泳者らに対して提供してはならなかったのであるから、本件事故年度において、流水プールを開放するに当たっては、設計に従ってステンレス製ビスで確実に防護柵を柵受板に固定させた上で流水プールを開放しなければならなかった。これをせず流水プールを開放することは、本件事故年度における流水プールの吸水口に係る遊泳者らの死傷の結果を生じさせる危険を被告人兩名が新たに発生させたことにほかならず、この危険の発生は当該年度のものであって、従前の担当者らが発生させた危険とは別個のものであるから、被告人兩名の作出した本件危険は独立して評価すべきものである。同様に、本件事故の発生に委託業者ら関係者の不手際が関わっているとしても、市が業者に委託したことによって被告人兩名の職責は何ら変わらず軽減するものではないのであるから、本件事故の発生について被告人兩名がプール担当者として職責を果たさなかったことに全く変わりはない。むしろ、市が業者に委託したということは、市自らがその手でプールの安全性を完備するほかに、業者を使ってこれを可能とする手段を得たということであって、市は二重に安全性を完備することができたのであるから、委託業者ら関係者の不手際が本件事故の発生に関わっているということは、被告人兩名が、市自らがその手で行う責任を果たさなかったことに加えて、業者を使っただけの責任も果たさなかったということである。弁護人の主張は採用の限りでない。

- ・ 被害者は、家族や友人とプールで楽しく夏休みを過ごしていたさ中に、本件事故によって、まだまだ両親が恋しい盛りはずか7歳で夢や希望に満ちた無限の可能性を奪われ、1人でこの世を去らなければならなかったのであり、頭の骨が折れ、脳幹が破壊されるなどして被った肉体的苦痛の甚大さはもとより、その感じた恐怖の大きさは想像を絶し、その悲しみや無念さは察するに余りある。子供らが最も楽しく過ごし、その子の笑顔を見る親の最も幸福感に浸るべき場の1つである夏休み中のプールで突如我が子を奪われた両親ら遺族の驚愕と悲しみは計り知れない。被害者の家族の幸せな生活は一変した。幸せな家庭を築き、被害者に精一杯の愛情を注ぎ、その成長を見守ることを楽しみにしていた両親の苦しみ、嘆きや悲しみ、喪失感は計り知れない。被害者の兄弟の悲嘆も深い。遺族らは被告人兩名に対して厳しい処罰感情を抱いている。被害者の遺族は、被害者を失ったばかりか、本件後もふじみ野市との民事訴訟を巡っていわれなき中傷にさらされるなどしている。本件結果は誠に重大である。被告人兩名の刑事責任は重いとわなければならない。

3 一方、被告人兩名のために斟酌すべき事情もある。

被告人兩名は、捜査段階から一貫して、自らの業者任せの無責任な態度を後悔するとともに、真摯に反省している。被告人の両親とふじみ野市との間には示談が成立している。被告人兩名は、遺族から受け入れられてはいないものの、遺族に直接

謝罪したり墓参したいとの意向を示し、被害者の一周忌等にはプールに献花するなど、真摯に被害者と遺族に誠意を尽くそうという態度を示している。被告人兩名は、いずれも前科がなく、市職員として長年真面目に勤務し、多数の嘆願書が作成されていることにみられるように、地域社会に相応の貢献をしてきたものである。当公判廷に情状証人として出廷した被告人兩名の妻ないし実兄のほか、被告人兩名にはこれを支え、また支えられる家族がいる。本件罪質との関係でそれほど考慮できないとはいえ、本件が大きく報道され、ある程度の社会的制裁を受けている。既に被告人Aは停職2か月の、被告人Bは停職1か月の懲戒処分を受けている。

- 4 そこで、以上の諸事情を踏まえて被告人兩名の刑を量定することとなるところで、弁護人は、平成18年7月3日宣告の新潟地裁判決を引用するなどして被告人兩名に対して罰金刑をもって臨むべきであると主張するが、同判決は本件事案に適切なものとはいえず、被告人兩名の職責、過失の内容・程度、本件事故の結果の重大性等、本件犯情に鑑みると、本件は罰金刑をもって臨む事案とは解されない。そして、被告人Aは、ふじみ野市教育委員会体育課長として、流水プールに関する原則的専決権者であり、被告人Bを含めた部下職員を指揮監督する立場にあった者であるのに対し、被告人Bは、同課管理係長であって、職責上は被告人Aの責任と比べれば小さいものであることも踏まえ、被告人Aを禁錮1年6月に、被告人Bを禁錮1年に処することとするが、諸事情を考慮して、それぞれの刑の執行を猶予するのが相当である。もっとも、被告人Bは開設届を起案するなど流水プールの維持管理及び補修に関する事務等を主体的に処理した者であったことに鑑みれば、その責任は、執行猶予期間についてまで差を付けるほど被告人Aの責任と大きな径庭はないと解される。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 被告人Aにつき禁錮1年6月、同Bにつき禁錮1年)

さいたま地方裁判所第3刑事部

(裁判長裁判官傳田喜久、裁判官佐藤基、裁判官鈴木恵子)

説明：

- 1 この判決文は、インターネット上の裁判所のホームページの裁判例情報として公開がされている本文を原文のまま引用したものです。
- 2 この判決文は、当事者の表示部分は、掲載を省略しています。また、文中の固有名詞などには、プライバシーなどへの配慮から、「A」「B」「C」等の記号に置き換えているものがあります。このため、判決等の原文と完全には一致しないことがあります。

東京高等裁判所判決文

平成21年3月30日午後1時30分宣告

東京高等裁判所第5刑事部

裁判長裁判官 中山 隆 夫

裁判官 菱 田 泰 信

裁判官 野 原 俊 郎

事件名 業務上過失致死被告事件 (通称事件名 ふじみ野プール事故死事件)

被告人 B

原判決 平成20年5月27日宣告 さいたま地方裁判所

(原判決の量刑) 禁錮1年 3年間執行猶予

【主文】

本件控訴を棄却する。

【理由の要旨】

第1 本件事案の概要と控訴審における争点(量刑不当)

本件は、平成18年7月31日、ふじみ野市大井プール内の流水プールにおいて、遊泳中の当時7歳の女兒が、防護柵が脱落したため、むき出しになった吸水口から吸水管内に吸い込まれて死亡した事故について、当時ふじみ野市教育委員会体育課管理係長として、同プールの維持管理及び補修する事務を主管していた被告人が業務上過失致死罪に問われた事案である。

第一審は、被告人の有罪を認め、被告人を禁錮1年、3年間執行猶予に処したのに対し、被告人が量刑不当であるとして控訴した。弁護人の主張は、本件事故は、被告人の過失だけに起因するものではなく、先任者及び受託業者を始めとする多数の関係者の過失が複合的に関わる中で発生したものであって、被告人にそのすべてを帰責させた原判決の量刑は、重過ぎて不当であるというのである。

第2 本件プールの吸水ボックスの防護柵の脱落と本件事故発生までの経緯

本件事故の発生した流水プールは、ポンプ室にある起流ポンプの動力により、プール内の水を側壁の吸水ボックスの吸水口から吸引し、吐出口から吐き出させて、水に流れを生じさせる構造のものである。吸水口には最大で約325キログラムもの吸引力が働き、これが露出した状態にあると、遊泳者の身体が吸い込まれて死傷事故を招きかねない危険があるため吸水ボックスには左右1枚ずつの格子状のステンレス製防護柵が取り付けられ、その四隅をステンレス製ビス(以下「ビス」という。)で柵受板に確実に固定する設計となっていた。しかし、昭和61年開業以来の経年劣化により、次第に防護柵の四隅をビスで固定することができない箇所が出始め、平成11年ころには、管理業務を受託していた業者から所管部署である旧大井町教育委員会社会体育課にその旨の報告がなされたが、同課の職員からは、ビスに替えて針金で留めるよう指示があつたことから、受託業者側は、針金(鉄線)で防護柵の隅を柵受板に仮留めした。その後も、たびたびにわたり、受託業者側からはビスで固定されていないことが報告されたものの、その都度、同課の職員からは同様の指示がなされるに止まったため、以後抜本的な修繕がされないまま、針金(鉄線)による仮留め箇所が次第に増え、ビスによる固定がさ

れていないことが常態化し、業者からの報告もされなくなり、やがて向かって左側の防護柵の四隅全てがビスで固定されていないという危険な状態が放置され続けることになった。

本件当日の事故の直前、針金(鉄線)で仮留めされていた向かって左の防護柵1枚が脱落した。遊泳していた児童からその事実を知らされたプール監視員は、現場責任者に連絡するとともに、プールサイドから遊泳者らに対して吸水口付近に近付かないよう呼び掛けてはいたものの、対応はそこに止まり、遊泳者に直ちにプールから出るよう指示したり、吸水ポンプを停止したり、あるいは自らプール内に入って吸水口の前面に立ち遊泳者を近付けないようにするなどの適切な措置を講じなかった。そして、折から、そのころ潜水して吸水口に近付いてきた被害者は、監視員の呼び掛けに気付かず、吸水口から吸い込まれ、本件事故が発生するに至った。

なお、管理業務を受託していた業者は、平成4年からほとんど毎年本件プールの管理業務を落札して受託していたが、市との契約に違反して、本件プールの管理業務を下請けの業者に再委託し、その下請け業者が本件事故時の現場責任者やプール監視員を派遣していた。

第3 量刑の検討

1 被害結果の重大性

本件の量刑に当たってまずもって重視されるべきは、被害結果が余りにも重大かつ悲惨であるという点である。すなわち、被害者は、夏休みに母親、兄らと共に本件プールに遊びにきて、事故直前まで楽しく泳いでいたところ、突然吸水口から吸い込まれそうになり、残っていた防護柵を掴んで懸命に抵抗したものの、力尽きて吸水管に吸い込まれ、肋骨の骨折や内臓の損傷をもたらすほどの強烈な勢いで身体を打ち付けられながら、吸水管の屈曲部に頭部を強打し、頭蓋底骨折、脳幹損傷の致命傷を負い、ただ一人狭くて暗い吸水管の中で、逃げる術もなく命を落としていったのである。被害者が味わったであろう死の恐怖あるいは絶望感には想像を絶するものがあり、このような悲惨な形で希望に満ちた人生をわずか7歳10か月という短さで閉じなければならなかった被害者の無念の程は計り知れない。また、惜しみなく愛情を注ぎながら被害者の成長を見守ってきた両親を始めとする遺族の悲しみ、喪失感も、筆舌に尽くし難く、現に遺族が負った心の傷は今なお癒されることはない。とりわけ、母親は、名前を呼び続けながら必死に被害者を探したものの、どうすることもできず、傍にいながら娘を助けてやれない無力感の中で、ただレスキュー隊等による救出を祈りながら待ち続けた挙げ句、娘の変わり果てた姿と対面せざるを得なかつたのである。現在に至るも、母親は被害者を本件プールに連れていったことを悔いて、自分を責め続け、苦しんでいるのであって、その姿は余りに痛々しく、哀れである。当然のことながら、遺族らは本件プールの管理業務の責任者であった被告人に対して非常に厳しい処罰感情を抱いている。加えて、本件事故は、社会に強い衝撃を与え、プールの安全性に大きな不安感を呼ぶ結果となったことも量刑上軽視できない。

2 行為責任としての、被告人の過失の程度の重大性

(1) 被告人は、体育課管理係長として、本件プールの維持管理及び補修に関する事務を主担当として任されており、本件プール開設前には防護柵の固定状況を確認し、防

護柵が確実に固定されていない場合には、必要な措置を講じるよう上司であるA体育課長に意見具申するなどし、適切に対処すべき立場にあつた。

それにもかかわらず、被告人の本件プールへの具体的な関わりを見ると、プール事務を担当した経験や十分な知識がなかったのに、単に前任者からの不十分な引継書を読んだ程度で、埼玉県プール維持管理指導要綱を始めとする関連通知等の把握に努めようとしなかったばかりか、前任者や上司、部下あるいは専門的知識を持つ受託業者等に疑問点を聞くこともなく、本件プールの管理業務をほぼ全面的に受託業者に任せきりにし、前例踏襲の名の下に漫然と業務に当たっていたものといわざるを得ない。

例えば、被告人が平成18年度の本件プールの開設届の起案に際し、確認を怠った要綱には、循環水の取水口の金網等について、ネジ、ボルト等の固定部品の欠落等がないことの確認、交換など、点検の項目が具体的に明記されていた。したがって、被告人がプール事務に関して知識、経験がなく、教育、研修も受けていない「素人」であったとしても、確認さえしていれば、本件プールの吸水口及び防護柵設置状況の点検を行うことは十分可能であったのである。

さらに、平成17年12月に課長補佐から手交された引継書を、自身の職責を果たすという立場からきちんと読み込んでさえいけば、本件プールの老朽化と点検の必要性について容易に認識し得たのである。

以上の次第で、被告人において、平素の仕事の中で、要綱及び仕様書等の関係書類を確認し、理解しようとしなかったことなどの結果、本件プールの吸水口の危険性を見落とし、あるいは、防護柵設置状況の点検等を実施しなかったことなど、原判決が罪となるべき事実で認定した過失は、誠に重大であったとしなければならない。この点に関し、所論は、被告人は、市によって研修の機会も与えられず「素人」のままに放置されていたとするが、被告人の執務状況を見る限り、本件の実態は、「素人」のまま放置されたのではなく、被告人自身が、自らを「素人」のまま放置していたというべきである。

(2) 他方、本件が、被告人の過失のみに起因する事故と評価すべきものではないことも所論が指摘するとおりである。すなわち、原審相被告人のA体育課長の過失との競合、受託業者の管理業務の杜撰さ、防護柵脱落后に見られる危機管理対応の拙さ等に加え、防護柵の針金(鉄線)留めの放置など被告人の前任者らの無責任な執務結果と前任者からの不十分な引継ぎ、更には被告人に対する研修機会の喪失ということにつながる、財政難を理由とする体育施設協会からの脱退等といったふじみ野市や旧大井町全体の業務態勢及び職員指導の在り方等、様々な要因が濃淡の差こそあれ、複合的に絡み合った中で、本件事故は起こるべくして起きたものである。当裁判所も、被告人の過失のみが本件事故の原因であるとは考えておらず、すべての責任を被告人にのみ帰すべきではなく、受託業者の関係者らの刑事責任のほか、前任者らの責任、ふじみ野市の行政責任等についても、それぞれの手続の中で適切に追及され、更に様々な角度から本件事故の原因が解明されて再発防止策に生かされるべきものであると考える。

しかしながら、その中にあって、本件事故の最大の原因が、防護柵が脱落して吸水口が露わになったという本件プール設備の不備にあつたことは明らかである。ふじみ野市としては、開設前に防護柵の設置状況を点検した上、その不備を修繕し、あるいは不備が修繕されない限り本件プールを開設しないという判断をすべきだったのである。

そして、その権限と責任を持っていたのは、被告人あるいはA体育課長にほかならないのであるから、両名の過失が本件の中核的な原因であることは否定し得べくもない。したがって、まずもって、両名の過失について、その刑事責任が追及されるのは当然である。他の者にも責任があるからといって、被告人の過失責任自体が小さくなるいわれはなく、本件では、そのような無責任な管理態勢、執務慣行等の中で、被告人自身が何をしたのか、あるいは、し得たのかということが問われているのであり、その点を踏まえた上で、被告人の過失が重大であると判断されることは既に述べたとおりである。

(3) その他の所論に対する検討

ア さらに、所論は、ふじみ野市は、東京都などと違い、過失犯について特例がなく、禁錮以上の刑に処せられると自動的に失職するという過酷な効果を伴うとして、類似事案の裁判例に照らしても罰金刑とすべきであると主張する。しかし、禁錮以上の刑に処せられると当然に失職することになることは、それが量刑事情の一つとして酌むべき事情になることは否定しないけれども、その点を直接司法府としての裁判所に対して要求するのは些か筋違いであって(真に必要ながあれば、条例の制定によって、すなわち市民の意思によって解決できることである。)、禁錮刑の選択を回避すべき決定的な理由となるものではない。

イ そのほか、所論は、原判決には被告人の過失の基礎となる事実あるいは過失の程度について事実の誤認があり、明らかに誤った量刑判断をしているとして、種々主張するが、いずれも理由がない。

3 以上によれば、被告人の過失は重大なものであるといわざるを得ず、その事責任を軽く見ることはできない。

してみると、被告人が自らの過失の存在、自らの執務姿勢の問題点については素直に認めて反省悔悟の情を深めていること、原判決後には休日を利用して障害者のレクレーションを手助けするボランティア活動に参加し、自分なりに社会に対する贖罪をしようと努力していること、残念ながら遺族には受け入れられていないものの、謝罪文を認め、許されるのであれば直接謝罪したいとの意向を示していること、遺族とふじみ野市及び元請け業者との間で示談が成立していること、被告人には前科がなく、昭和54年に旧上福岡市職員に採用された後、現在まで長年にわたり地方公務員として勤め続けず地域社会に一定の貢献をしてきた実績があること、一部の市民や職員から多くの嘆願書が集まっていること、前記のとおり本件事故が大きく報道され、厳しい非難を受けるとともに、既に停職1か月の懲戒処分を受け、一定の社会的制裁を受けている上、この判決の確定により市職員としての地位を失い、退職金の受給資格も失う結果となることなどに加え、前記のとおり、本件事故の原因は決して被告人の過失のみによるものではないことなど、所論指摘の事情を種々考慮しても、本件が罰金刑を選択すべき事案とは認められず、原判決の前記量刑が重過ぎて不当であるとはいえない。

以上

説明：

- 1 この判決文は、東京高等裁判所が報道機関用に公表したものです。
- 2 この判決文は、文中の固有名詞などには、プライバシーなどへの配慮から、「A」「B」「C」等の記号に置き換えているものがあります。このため、判決等の原文と完全には一致しないことがあります。

さいたま検察審査会議決文

平成19年さいたま検察審査会審査事件(申立)第28~30号

申立書記載罪名 (1)(2)(3)業務上過失致死

検察官裁定罪名 (1)(2)(3)業務上過失致死

議決年月日 平成20年4月9日

議決書作成年月日 平成20年4月9日

議決検察審査会 さいたま検察審査会

議 決 の 要 旨

審査申立人(遺族)

1 (氏名) 甲

2 (氏名) 乙

同両名申主代理人(弁護士)

(氏名) 丙,丁,戊

被疑者

(1) (氏名) C

(2) (氏名) D

(3) (氏名) E

不起訴処分をした検察官

(官職氏名) さいたま地方検察庁 検察官検事 K

上記被疑者3名に対する各業務上過失致死被疑事件(さいたま地検平成18年検第1-11026号~11028号)につき,平成19年6月8日上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し,当検察審査会は,上記申立人らからの申立てにより審査を行い,次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件各不起訴処分はいずれも起訴相当である。

議 決 の 理 由

第1 被疑事実の要旨

埼玉県ふじみ野市所在のふじみ野市大井プール(以下「大井プール」という。)に設置された流水プールは,プール内に水流を生じさせるため,プール側壁の3箇所に設けられた起流装置の吸水口からそれぞれ毎分最大約10立方メートルの割合で同プール内の水を吸い込む構造となっており,それらの吸水口を覆っていたステンレス製防護柵(以下「防護柵」という。)が脱落した場合には,吸水口が露出して遊泳者の身体が吸水管内に吸い込まれ,死傷の結果を生じるおそれがあったのであるから

- (1) 被疑者Cは、ふじみ野市から大井プールの管理業務を委託された太陽管財株式会社（以下「太陽管財」という。）の代表取締役として、同業務を株式会社京明プランニング（以下「京明プランニング」という。）に再委託するに当たっては、被疑者Dらに対し、上記流水プールを一般の遊泳者らの利用に供している期間中、定期的な防護柵点検措置を執るべきことを指示し、かつ、現にその措置が執られていることを確認することなどにより、防護柵が脱落して、露出した吸水口から遊泳者の身体が吸引されることを防止すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、それらの措置を講じないまま大井プールの管理業務を同社に委託した過失
- (2) 被疑者Dは、上記京明プランニングの代表取締役として、上記流水プールを一般の遊泳者らの利用に供している期間中、被疑者Eらをして、定期的な防護柵点検措置を執るように指示し、かつ、現にその措置が執られていることを確認することなどにより、防護柵が脱落して、露出した吸水口から遊泳者の身体が吸引されることを防止すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、それらの措置を講じなかった過失
- (3) 被疑者Eは、上記流水プールを一般の遊泳者らの利用に供している期間中、定期的な防護柵点検措置を執ることにより、防護柵が脱落して、露出した吸水口から遊泳者の身体が吸引されることを防止すべきことはもとより、仮に防護柵が脱落する事態が生じた場合には、できる限り速やかに上記起流ポンプの作動を停止させるなどして、露出した吸水口から遊泳者の身体が吸引されることを防止すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、定期的な防護柵点検措置を執らなかったばかりか、防護柵が脱落し、吸水口が露出した状態になったことを認識しながら、起流ポンプの作動を停止させるなどの措置を執らず、漫然、上記流水プールにおいて遊泳者らに遊泳を続けさせた過失の競合により、平成18年7月31日午後1時40分ころ、上記流水プール内で遊泳中のT（当時7歳）を本件防護柵を脱落させた本件吸水口からこれに接続している吸水管内に吸引させて、同人に頭蓋底骨折、脳幹損傷等の傷害を負わせ、よって、そのころ、大井プール内において、同人を上記傷害により死亡させたものである。

第2 検察審査会の判断

当検察審査会は、本件不起訴記録及び審査申立書を慎重に精査したところ、概ね次の事実等を認めることができる。

1 検察官の不起訴処分の理由の要旨

上記被疑事実はいずれも認められるが、本件事故の主要な原因は、ふじみ野市教育委員会体育課長として大井プールの開放の可否について決する権限を有していたA及び同課管理係長兼同プールに関する事務の主担当者として上記Aを直接補佐する立場にあったBの両名が、本件流水プールの開設前に起流装置の吸水口防護柵の固定状況を点検し、安全を確保するという基本的な注意義務を怠っていたことに求められるところ、被疑者3名については、いずれのもふじみ野市からの委託により大井プールの管理運営に当たるべき立場にあった者であるが、上記流水

プールの管理が実質的にこれらの被疑者に引き渡された平成18年7月15日の大井プール開設時には、すでに本件防護柵の固定状況は不完全なものであったと認められ、防護柵を脱落させた主な責任を受託業者側に帰することはできないことから、いずれもその刑事責任は上記A及びBに比して軽いと言え、この両名を公判請求することにより刑政の目的は達せられると考えられることに加え、被害者の遺族とふじみ野市及び上記太陽管財との間においては示談が成立済みであること、いずれの被疑者にも、前科前歴はなく、反省の情は顕著であることをも併せ考慮し、いずれも起訴を猶予するのを相当と認めた。

2 検討

(1) 上記被疑事実については、関係証拠により、いずれもこれを認めることができる。

(2) 検察官は、上記のとおり、不起訴処分の理由の一つとして、本件流水プールの管理が実質的に被疑者らに引き渡された平成18年7月15日の大井プール開設時には、すでに本件防護柵の固定状況は不完全なものであったと認め、防護柵を脱落させた主な責任を受託業者側に帰することはできない旨、さらに、ふじみ野市職員であって、大井プールの維持、管理の責任者である体育課長及び同課管理係長の両名を公判請求したことにより、刑政の目的は達せられた旨それぞれ掲げているが、検察官が上記被疑事実の要旨及び不起訴処分の理由の要旨で指摘しているとおり、ふじみ野市職員ら及び被疑者らの過失の競合により本件プール事故が発生したことは、一件記録上、上記いずれの者も、プールを開設して遊泳者らの利用に供するための維持管理業務は遊泳者の命を預かる仕事だという自覚が欠如し、また、危機が発生した時の即時対応態勢を確立しておき、かつ、監視員を教育するといった基本的な危機管理に対する備えの確認、企画、指示及び実行しなかつたことが要因で、危険な状態が発生しても適切な対応ができなかったこと、逆に言えば、上記の者の誰か一人でも、各人の果たすべき役割を認識して実行していたなら事故は本然に防止できた可能性があり、まさに各人の過失が競合して事故を発生させてしまったことは明らかで、被疑者らの責任は、A、Bと比較して起訴、不起訴を決するほどその軽重に差はないと考える。

更に、後述するように、被疑者らには、被害者が死亡したという結果をも考慮すると、重大な注意義務違反、結果回避義務違反がそれぞれ認められる。

具体的には、吸水口の防護柵が脱落した場合には、遊泳者が吸引されることのないよう、速やかに、脱落した防護柵を手で押さえていたり、監視員を立たせるなどして吸水口をふさぐ、プール内にいる遊泳客をプール外に出す指示、起流ポンプの停止等の適切な措置を執るよう日頃から指導する義務があったのにこれを怠った過失が認められ、その結果、防護柵が脱落している事実を認識した直後に、上記のように防護柵で吸水口をふさぐという簡単な行為すらこれを怠ったものであり、せめてこの措置だけでも執られていれば本件事故が防げたことは明白である。

(3) 検察官は、不起訴処分の理由の一つとして、被害者の遺族とふじみ野市及び太陽管財との間で示談が成立している旨掲げているが、同示談はあくまで民事上の

ことで、被害者の遺族らは被疑者らを宥恕していないことは、現に、被害者の両親である本件審査申立人両名が、本件不起訴裁定があった平成19年6月8日の約1か月後である同年7月13日に代理人弁護士を通じて、本件各検察審査の申立てを行っていることからそれが明らかである。そして、本件各審査申立書には、いずれも各被疑者らの厳罰を望む旨がそれぞれ記載されている。また、一件記録上からもそれが明白である。

(4) 被疑者Cについて

同人は、平成13年に太陽管財の代表取締役になったが、それ以前からプール管理の委託業務を担当し、特に旧大井町の大井プールは同人が専従で入札、業務委託契約を担当し、合併後のふじみ野市大井プールの入札、契約も担当し、その業務を京明プランニングに更に委託した。

同市との業務委託契約の約款上、違法な再委託であることは明白で、契約上の当事者は、あくまでも同市と太陽管財であり、委託業務を安全かつ適正に履行する責任と義務を負っていた。

同人は、プール管理に関する業務は経験も豊富であり、平成18年7月1日以降の運営管理については、危険箇所の点検確認は当然、京明プランニングに指導しなければならず、その確認をして、適正に業務を履行しなければならない立場にあった。同人は、受託した業務を更に委託したという感覚から、その全ての責任と義務を怠った結果、上記流水プールの防護柵が外れるという事態を生じさせ、被害者が一瞬のうちに吸水口から吸い込まれて死亡する結果を招いたもので、その結果の重大性、被害者の恐怖と無念さ、遺族の心痛、社会に与えた影響を総合考慮すると、検察官の同人に関する不起訴処分の理由は結論において賛同できない。

(5) 被疑者Dについて

同人は、約20年間、プール管理の仕事に従事したほか、平成11年4月にプール管理業等を中心とした京明プランニングを設立し、同社の代表取締役として稼働していたものであるが、太陽管財が落札した大井プールの委託業務を再委託するようになったのは平成4年からであり、以後、本件当時まで、ほぼ毎年、その関係は続いていた。同人は、平成18年も太陽管財から大井プール委託業務の再委託を受け、自社の従業員である被疑者Eを現場責任者として送り込んだものである。同Eは、プール清掃の経験は、自己の下で10年位積んで豊富であったが、特に大井プールの管理責任者は初めての経験であったのに、完璧にその業務を遂行してくれるものと過信していた。同人は、大井プール内の流水プール吸水口、防護柵の固定が一部針金になっていたことを以前から承知しており、社員には針金は新しいものに取り替えると指示していたことから、同防護柵の固定状態が不十分であることを承知した上で業務を受託した。このような事情から、同Eに対しては、毎日の水中点検で防護柵の固定状態を点検するように指示し、絶対に外れない措置を施すべきであったのにこれを怠り、防護柵が外れる事態を生じさせて、遊泳客に利用させ続けたことにより、本件が発生したもので、同人の過失と結果に因果関係が認められる。

以上のとおり同人は、防護柵の固定が不十分であることを承知した上で、大井プ

ールの運営に関する業務の再委託を受けており、固定が不十分であった防護柵の毎日の点検を同Eに指示しなかった同人の刑事責任は重大である。結果の重大性、一瞬にして命を奪われた被害者の恐怖と無念さ、遺族の心痛、社会に与えた影響等を総合考慮すると、検察官の同人に関する不起訴処分の理由は結論において賛同できない。

(6) 被疑者Eについて

同人は、平成4年ころ、プール監視員としてアルバイトを行っていた京明プランニングに入社して本件当時に至った。大井プールの委託業務は、同人が入社した年から太陽管財が落札し、太陽管財から京明プランニングが再委託を受けて業務を行っていたが、同人は社長である被疑者Dから特別な指示もなく、長年にわたって清掃や運営に関する業務の手伝いに従事していた。平成18年度も、落札した太陽管財から京明プランニングが再委託を受け、同社長から特別な指示もなく同プールの管理責任者を命じられたが、同プールの管理責任者に従事するのは初めてのことで、流水プールにおける吸水口の清掃は初めての経験であった。

同人は、平成18年7月15日から大井プールを開放した以降、毎日の点検において流水プールの防護柵固定状態の点検についてアルバイトに全く指示をせず、自らも実施していなかった。防護柵が外れたことを確認した際、プール内に手を差し入れ、吸水口に吸い寄せられて危険であることを認識したにもかかわらず、遊泳客吸引防止のための適切な措置を怠り、露出した吸水口をそのままにして防護柵を針金で、補修する準備を優先させてしまったその刑事責任は重大である。

夏休みに家族らと楽しい思い出作りのため、安全と信じていた流水プール、その先に危険な吸水口が露出していることを知らず無邪気に泳いでいて、一瞬のうちに吸水口に飲み込まれて絶命した被害者の恐怖と無念さ、最愛の娘を奪われた申立人兩名の心痛、社会に与えた影響等を総合考慮すると、検察官の同人に関する不起訴処分の理由は結論において賛同できない。

3 結論

よって、当検察審査会は、被疑者3名につき、いずれも「起訴猶予」であるとして上記検察官がした各不起訴処分の議定は、いずれも不当と考えて、検察官の再考を求め、上記趣旨のとおり議決する。

説明：

- 1 この議決文は、さいたま検察審査会が報道機関用に公表したものです。
- 2 この議決文は、文中の固有名詞などには、プライバシーなどへの配慮から、「A」「B」「C」等の記号に置き換えているものがあります。このため、議決文の原文と完全には一致しないことがあります。

ふじみ野市大井プール事故に関する検証委員会設置要綱

ふじみ野市訓令第51号

平成21年6月18日市長決裁

(設置)

第1条 平成18年7月31日にふじみ野市大井プール(ふじみ野市民プール条例(平成17年ふじみ野市条例第74号)第2条に規定するふじみ野市大井プールをいう。)において発生した児童死亡事故について、ふじみ野市大井プール事故調査委員会(ふじみ野市大井プール事故調査委員会設置要綱(平成18年ふじみ野市教育委員会告示第18号)第1条に規定するふじみ野市大井プール事故調査委員会をいう。)が行った事故調査の結果報告書(以下「事故調査委員会報告書」という。)を基に、その後に行われたさいたま地方裁判所及び東京高等裁判所での判決並びにさいたま検察審査会の議決(以下「裁判結果等」という。)により事実確認を行い、市として当該事故の原因究明及び事故再発防止に向け安全・安心な公共施設の管理運営を図るに当たり基本となる改善対策の方針及び具体的対策に係る検証を行うため、ふじみ野市大井プール事故に関する検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事故調査委員会報告書及び裁判結果等の検証による事実確認に関すること。
- (2) 公共施設における事故再発防止のための基本方針及び具体的な対策に関すること。

(組織)

第3条 検証委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 検証委員会は、第2条に規定する所掌事務を調査審議するため必要があるときは、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 3 部会長は企画政策室長を、部会員は別表第 2 に掲げる部に属する職員のうち、所属部長が指名するものをもって充てる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条第 2 項及び第 3 項、第 9 条並びに第 10 条の規定は、部会について準用する。

(報告)

第 7 条 委員長は、検証委員会の検証経過及び結果について、市長に報告するものとする。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、前条に規定する検証の結果に係る事項を報告した日までとする。

(庶務)

第 9 条 検証委員会の庶務は、企画政策室において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に必要な事項は、委員長が検証委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 21 年 6 月 18 日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、第 8 条の規定による委員の任期が終了した日に、その効力を失う。

別表第 1 (第 3 条関係)

大井総合支所長
総合政策部長
総務部長
危機管理監
教育委員会教育総務部長
監査委員事務局長

別表第 2 (第 6 条関係)

総合政策部
総務部
教育委員会教育総務部